

議案第一号

杉並区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

右の議案を提出する。

平成十七年二月十八日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、杉並区自治基本条例（平成十四年杉並区条例第四十七号）の趣旨にのっとり、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条の二の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めることにより、人事行政の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

(任命権者の報告)

第二条 任命権者は、毎年十月末日までに、区長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(任命権者の報告事項)

第三条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に

係る次に掲げる事項とする。

- 一 職員の任免及び職員数に関する状況
- 二 職員の給与の状況
- 三 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 四 職員の分限及び懲戒の状況
- 五 職員の服務の状況
- 六 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- 七 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 八 その他区長が必要と認める事項

（特別区人事委員会の報告）

第四条 特別区人事委員会の前年度における業務の状況に関する報告時期及び報告事項については、特別区人事・厚生事務組合条例の定めるところによる。

（公表の時期）

第五条 区長は、第二条及び前条の規定による報告を受けたときは、毎年十二月末日までに、第二条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の規定による報告を公表しなければならない。

（公表の方法）

第六条 前条の公表は、インターネットの利用、区長が指定する場所における閲覧、区役所の門前掲示場への掲示その他区長が適当と認める方法により行うものとする。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(提案理由)

人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定める必要がある。